

令和6年1月9日

教職員各位

人事労務課長

災害等における特別休暇の取り扱いについて（お知らせ）

1月1日（月）16時10分頃、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、地区によっては家屋の倒壊、道路の損壊、ライフラインの寸断等が発生しております。

本災害の影響で、帰省先での被災により、自宅へ帰宅できなかった場合等も含め、出勤することが著しく困難であると認められる場合は、本学規則により、必要と認められる期間を特別休暇とすることをお知らせいたします。